

# 「いじめ総合対策【第2次】(案)」の概要

平成28年11月24日  
教 育 庁

- ◆ 第1期「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」（「いじめ防止対策推進法」第11条に基づき設置された附属機関）からの「最終答申」（平成28年7月28日）  
「『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価、及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」

## 《最終答申の概要（現行「いじめ総合対策」改善の方向性）》

- 1 「いじめ防止等の対策を推進するためのポイント」を4点から6点に  
○「軽微ないじめも見逃さない」を追加 ○「保護者の理解を得て、いじめの解決を図る」を「保護者・地域・関係機関との連携」から独立 ○「子供たち自身が、考え行動できるようにする」に表現変更
- 2 「いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと」、「いじめの行為の重大性や、行為を受けた被害の子供の心身の苦痛の程度に応じて、適切に対応すること」を明記
- 3 「未然防止」の取組では、「子供が安心して生活できる学校風土の創出」、「『学校いじめ対策委員会』の役割の明確化と機能強化」、「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成」等を追加
- 4 「早期発見」の取組では、「『いじめ』の定義の正しい理解に基づく確実な認知」、「一人一人の教員の気づきを『学校いじめ対策委員会』につなげる仕組みの構築」等を追加
- 5 「早期対応」の取組では、「被害の子供が感じる苦痛の程度に応じた対応」、「加害の行為の重大性の程度に応じた指導例」、「重大事態につながらないようにするための対応」等に細分化
- 6 「重大事態への対処」の取組では、「重大事態発生の判断」、「調査の実施と結果報告」、「『不登校重大事態』における調査」など、法に基づく確実な手続きを明記
- 7 「SNS東京ルール」に基づく取組（インターネットを通じて行われるいじめへの対応）、「東京版『STOP! いじめ』ホームページ・アプリ」の開発（相談しやすい環境づくり）等新規の取組を追加

## いじめ総合対策【第2次】(案)

### 第1章 いじめ防止等の対策を推進するための6つのポイント

- ポイント1 軽微ないじめも見逃さない  
《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》
- ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む  
《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》
- ポイント3 相談しやすい環境の中で、子供を守り通す  
《学校教育相談体制の充実》
- ポイント4 子供たち自身が、考え行動できるようにする  
《いじめ問題の解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》
- ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る  
《保護者との信頼関係に基づく対応》
- ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する  
《地域、関係機関等との連携》

### 第2章 4つの段階に応じた具体的な取組

- 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～  
(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底  
(3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成  
(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
- 2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～  
(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知  
(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知 (3) 全ての教職員による子供の状況把握  
(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築  
(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
- 3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～  
(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底  
(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例  
(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例  
(4) 重大事態につながらないようにするための対応  
(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援
- 4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、繰り返さない学校づくり～  
(1) 重大事態発生の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援  
(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援  
(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決  
(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

### ◆ 今後の予定

- 11月25日（金）～12月24日（土） パブリックコメント募集 ⇒ ○ 平成29年2月 「いじめ総合対策【第2次】」策定  
⇒ ○ 平成29年4月から 都内全公立学校において取組開始